

2020 年度立命館大学+R Challenge 奨学金 経済学部 募集要項

はじめに

立命館大学では、R2020 までの中期的な学園ヴィジョンにおいて、1 人ひとりの学生が正課・正課外での様々な学習を通して、「専門的素養」と「Border を超える力＝人間的成長」を獲得することを目指し、学生モデルとして「学びの立命館モデル」をかかげています。本学の奨学金制度は、その実現を支え、励ますしくみとして位置づけられます。

+R Challenge 奨学金は、各学部において正課の成績が良好であり、学部の専門学習、全学共通教育（教職教育・教養教育・外国語教育など）、留学や国際的な学習を通して、問題意識を持ち、それを発展させて学習テーマを追求しようとする学生の学習プロセスを支援することにより、周囲の学生の学びと成長の模範となることを奨励することを目的としています。経済学部では、本要項に基づき募集・選考を行います。

1. 経済学部が+R Challenge 奨学金において求める学生像

- (1) 経済・社会の問題に対する関心と問題解決に主体的に取り組む意欲を有する。
- (2) 経済・社会の問題を分析するために必要な専門的な学力を得ようと努力する。
- (3) 自らの見解を論理的にわかりやすく伝えることができる。

2. 採用人数

2～4 回生（第 3～7 学期） 全体で 15 名

3. 給付金額

1 学生あたり 15 万円

4. 募集

春に、募集を行います。

出願受付期間は、以下のとおりです。

5 月 15 日（金）～6 月 4 日（木）

5. 出願

奨学金の受給を希望する者は、期日までに所定の出願書類を経済学部長に提出してください。

6. 出願資格

+R Challenge 奨学金に出願できる者は、次の資格を満たす者とします。

- (1) 出願時に在学しており、前年度に在学または留学していた者。

(2) 成績基準

①前年度春学期もしくは前年度秋学期に修得した卒業に必要な単位の GPA が上位 1/2 以上であること（「春学期の GPA が上位 1/2 以上」もしくは「秋学期の GPA が上位 1/2 以上」）。

※5月14日（木）に基準となる GPA を manaba+R で公表します。

②以下の要件を満たすこと。

2019 年度の回生	2019 年度修得の「要卒単位数」
1 回生	32 単位
2 回生	36 単位
3 回生	38 単位

③立命館大学学則第 57 条による停学の懲戒を受けた者は、懲戒の期間が含まれる年度の出願をすることができません。

④本奨学金は、卒業時までには 2 回まで受給することができます。

(3) 立命館大学学則第 57 条による停学の懲戒を受けた者は、懲戒の期間が含まれる年度の出願をすることができません。

(4) 本奨学金は、卒業時までには 2 回まで受給することができます。

7. 出願書類（記載内容）

- (1) 奨学金を得ようとする目的
- (2) これまでの学習・学生生活で学びえたこと
- (3) 活動計画
- (4) 期待される効果
- (5) 成果公表方法

8. 応募方法

(1) 提出物

所定の申請書

(2) 提出期日

6月4日（木）17：00

(3) 提出先

経済学部事務室

9. 選考基準および方法

以下の選考基準にもとづいて得点化し、得点の高い者から順に採用します。

- (1) 成績
- (2) 活動実績
- (3) 達成目標の明確性
- (4) 活動計画の具体性および実現可能性

10. 結果の通知

経済学部長は、奨学生に対して、6月19日（金）に受給の決定および受給の手続きをmanaba+Rにて通知します。

11. 奨学生の公表

学部・学科・氏名をホームページ（学内のみ）で公表します。

12. 奨学生に求める役割・義務等

奨学生は、以下のことを行うことを義務づけます。

- (1) 学習成果報告書の提出
- (2) 大学から求められた場合、活動報告会等における発表（ポスター発表等）

13. 給付方法

手続きを完了した者に対して、給付金額全額を一括して給付します。給付は、本人名義の銀行口座への振込みにより行います。

14. 給付の取消

学籍を失ったとき、停学の懲戒を受けたとき、正当な事由なく奨学生としての義務を果たさなかったときなどには、給付を取り消し、返還を求めることがあります。

詳細は、規程を確認してください。

15. 他の学内奨学金との併給について

+R Challenge 奨学金は、西園寺記念奨学金（成績優秀者枠）、アスリート・クリエーター育成奨学金、スポーツ能力に優れた者の特別選抜入学試験特別奨学金、文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験特別奨学金、立命館大学+R 校友会未来人財育成奨学金（成長支援）と、同一年度に併給することはできません。

16. その他

学外奨学金との併給可否については、各奨学金の規程等を確認してください。

以上